

判 定	
-----	--

所 得 計 算 表

(表)

【参考例家族構成】

両親、本人の他に兄弟が2名
(3人兄弟)を想定して計算。

※住民税決定証明書を確認しながら記入してください。

【手 順】

- 親①・親②の所得要件算定基準額を計算する。
計算については、表-1の算定式にあてはめて計算し、合算する。
※1人の場合は、親①のみ計算する。
- 1で求めた父母の所得要件算定基準額の合算額を、表-2の収入基準額と比較する。

1 所得要件算定基準額を算定する

提出書類(4)の住民税決定証明書を見ながら記入・計算してください。

◆ 裏面手順1～3 の計算を実施する。非課税の場合は、所得要件算定基準額を0円とする。

(1)親①の所得要件算定基準額

課税標準額		市町村民税調整控除額		
2,500,000	円	×	6%	—
				4,500
				円
				=
				148,500
				円
				(あ)
(あ)	—	多子控除額	40,000	円
		—	ひとり親控除額	
				円
				=
				108,500
				円
				(い)
(い)	—	私立自宅外控除		円
				=
				108,500
				円
				(父の所得要件算定基準額)

(2)親②の所得要件算定基準額

課税標準額		市町村民税調整控除額		
1,000,000	円	×	6%	—
				1,500
				円
				=
				58,500
				円
				(母の所得要件算定基準額)

(3)親①②の所得要件算定基準額合計

父の所得要件算定額		母の所得要件算定額		
108,500	円	+	58,500	円
				=
				167,000
				円
				※100円未満切り捨て
				(世帯の所得要件算定基準額)

2 収入基準と比較する(表2を見ながら)

世帯の所得要件算定基準額		収入基準額		
167,000	円	≤	381,500	円
				※収入基準を下回っていることが条件となります。

表－１ 所得要件算定基準額-算定式

手順１	課税標準額×６％－市町村民税調整控除額…（あ）
手順２	（あ）－多子控除（注１）－ひとり親控除（注２）…（い）
手順３	在学者の場合 （い）－私立自宅外控除（入学時に申請する場合は適用されません）（注３）
手順１～手順３にて算出した額 ⇒ 所得要件算定基準額（１００円未満は切り捨て）	

（注１）生計維持者が２人を超える子どもを扶養している場合、２人を超える子ども１人につき４０,０００円を控除します。

例）「申込者本人」、「大学生の兄」及び「中学生の妹」を扶養している場合の控除
 $(3 - 2) \text{人} \times 40,000 \text{円} = 40,000 \text{円}$

（注２）ひとり親世帯に該当する場合に４０,０００円を控除します。

（注３）大学等に在学している者が申請する場合において、申請者が私立の大学・短期大学・専修学校（専門課程）に在籍し自宅外通学の場合に２２,０００円を控除します。

表－２ 基準額

貸与	381,500円以下
給付	189,400円以下